

議案第241号

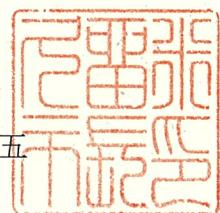
久留米市都市計画審議会会長 殿

都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、  
次の事項について付議します。

久留米小郡都市計画生産緑地地区の変更（久留米市決定）について

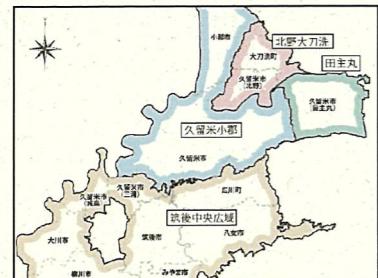
令和7年9月1日

久留米市長 原口 新五



## 久留米小郡都市計画生産緑地地区の変更（久留米市決定）

総括図 S=1:25,000



### 久留米小郡都市計画区域

## 第1号生産緑地地区（大石）

## 第2号生産緑地地区（梅満）

### 第3号生産緑地地区（梅満）

## 北野大刀洗都市計画区域

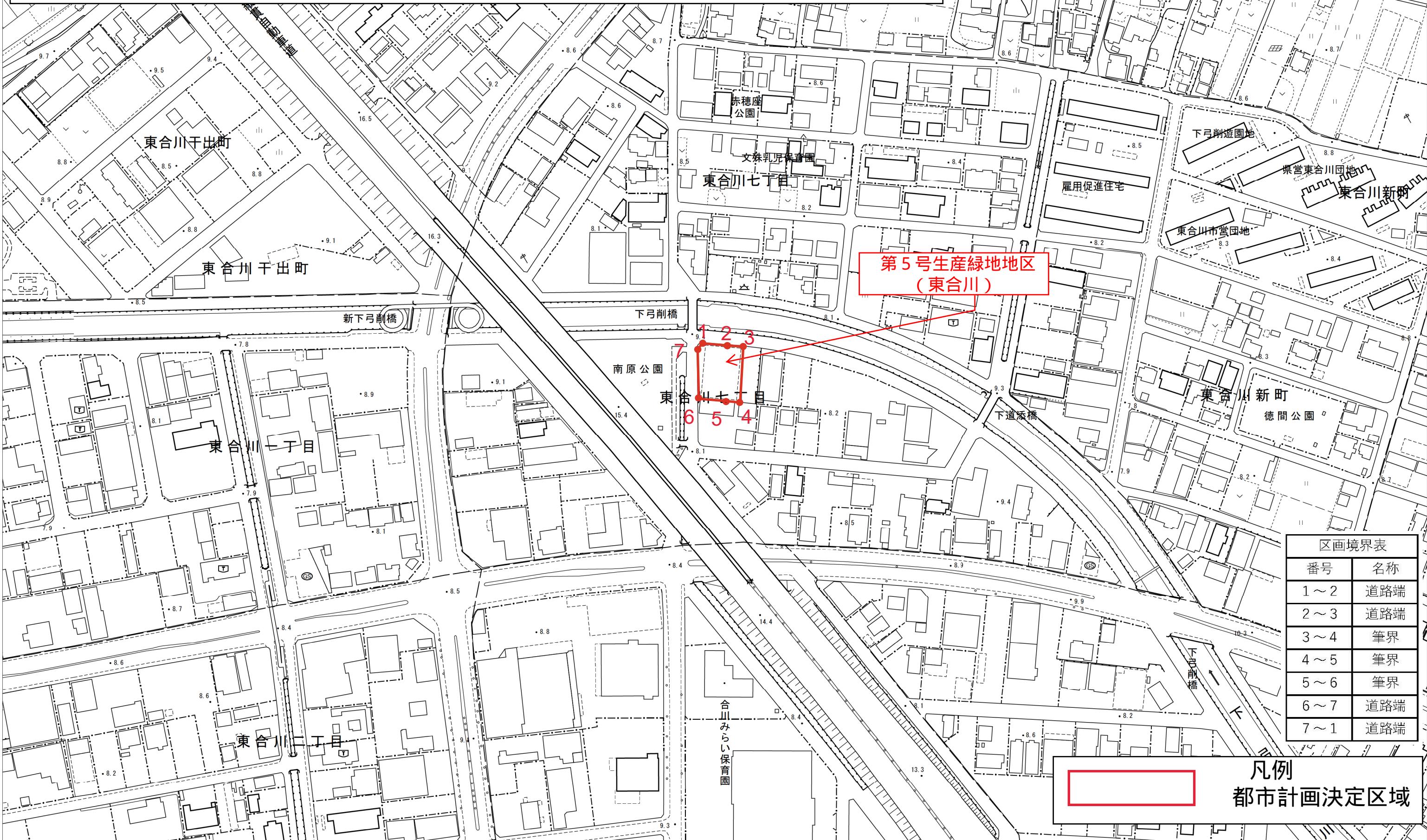
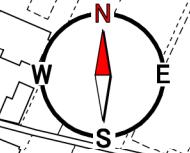
#### 第4号生産緑地地区（荒木）

凡 例						
都市計画区域		北野 大刀洗	筑後中央広域	田主丸		
種別	北野 大刀洗	摘要	北野 大刀洗	摘要	北野 大刀洗	摘要
特別 田園居住地区	●	●	●	●	●	●
幹線沿道地区	●	●	●	●	●	●
産業集積地区	●	●	●	●	●	●

凡 例									
都道府県別		久留米市都		北野大刀洗		筑紫中央広域		田川市	
種 別	(%)	均 倍	(%)	均 倍	(%)	均 倍	(%)	均 倍	(%)
都	普通住宅地域	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍
道	普通住宅密集地	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍
府	普通住宅低密度	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍
県	普通住宅閑閑地	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍
市	低居住地	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍
市	中居住地	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍
市	高居住地	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍
地	重住居地	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍
域	普通商業地域	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍
域	普通業務地域	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍
域	工業居住地	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍
域	工業業務地	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍	(1%)	均 倍

# 久留米小郡都市計画 生産緑地地区の変更（久留米市決定）計画図

S=1/2,500



## 計画書

### 久留米小郡都市計画生産緑地地区の変更（久留米市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名称	位置	面積	備考
第1号生産緑地地区（大石）	大石町地内	約 0.13 ha	
第2号生産緑地地区（梅満）	大石町地内、梅満町地内	約 0.13 ha	
第3号生産緑地地区（梅満）	梅満町地内	約 0.41 ha	
第4号生産緑地地区（荒木）	荒木町荒木地内	約 0.29 ha	
第5号生産緑地地区（東合川）	東合川七丁目地内	約 0.12 ha	
合計	5地区	約 1.08 ha	

「種類、位置及び区域は計画図の表示のとおり」

理由：

本農地は、長期にわたって営農継続が可能であり、生産緑地地区決定後も農地として適正な管理が見込まれることから、同農地を計画的かつ継続的に保全することで、市街化区域内の農地が持つ多様な機能を活かし、良好な都市環境を形成するため、生産緑地地区を決定するものです。